

事 務 連 絡

平成19年2月14日

居宅介護支援事業所 管理者 様

石川県健康福祉部長寿社会課長

居宅介護支援事業所における管理者について

日頃より本県の福祉保健行政にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の第3条第2項の規定により、居宅介護支援事業所の管理者は介護支援専門員である必要があります。

平成18年厚生労働省令第33号附則第7条により、平成19年3月31日までの間は、介護支援専門員でない場合であっても当該職務に従事することができるとなっておりますが、その期限も迫っていますので、未だ管理者が介護支援専門員でない事業所におかれましては、適切な人員配置をお願いいたします。

なお、すでに管理者が介護支援専門員である事業所については、変更の必要はございません。

変更届出書の様式は下記アドレスより、ダウンロードができます。

<http://www.pref.ishikawa.jp/ansin/wam/tuuchi/tuuchi.htm>

(問い合わせ先)

石川県健康福祉部長寿社会課

在宅サービスグループ

〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

tel:076-225-1417